

# 介護保険料の納付



## をお願いします

■問合せ 介護高齢課介護保険係（☎74-3001）

### 介護保険制度とは

介護保険制度は、介護を必要とする高齢者を社会全体で支えることを目的に、平成12年度から創設された制度です。介護保険料は、40歳以上の人が納めている保険料と公費を財源としています。40、64歳までの人は、加入している医療保険の算定方法により介護保険料が決まり、医療保険の保険料に介護保険料分を合わせて納めています。

65歳以上の人（第1号被保険者）は、洞爺湖町にかかる介護サービス費用総額見込みに基づき、一人当たりの介護保険料を算出しています。令和8年度の保険料は、本人の

前年の収入や世帯の住民税課税状況などにより算定し、決定した保険料は7月上旬に通知します。

①介護保険料は3年ごとに直しを行っており、令和6、8年度の介護保険料は下表のとおりです。

②公的年金などから保険料を納めている人については、4月から納付が始まっています。が、仮算定・仮徴収の金額です。7月の保険料本算定に伴い、8月以降の保険料で調整を行います。

### 65歳以上の皆さんへ

7月上旬ごろに「令和8年度介護保険料のお知らせ」を送付します。

## 令和8年度の所得段階別の保険料（基準額 6,200 円／月額）

第1段階から第3段階の介護保険料は、負担軽減措置により国・道・町の公費を充てることで軽減されています。また、令和8年度から第1段階、第2段階、第4段階の課税年金収入額が80万9千円から82万6,500円に変わりました。

| 段階    | 対象者                                                                                          | 月額保険料   | 年額保険料    |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------|----------|
| 第1段階  | ・生活保護を受けている人<br>・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人<br>・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が82万6,500円以下の人 | 1,767円  | 21,200円  |
| 第2段階  | 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が82万6,500円を超え120万円以下の人                                         | 3,009円  | 36,100円  |
| 第3段階  | 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超えてる人                                                   | 4,250円  | 51,000円  |
| 第4段階  | 世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が82万6,500円以下の人                                 | 5,150円  | 61,800円  |
| 第5段階  | 世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で第4段階以外の人                                                         | 6,200円  | 74,400円  |
| 第6段階  | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人                                                                | 7,750円  | 93,000円  |
| 第7段階  | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人                                                         | 8,059円  | 96,700円  |
| 第8段階  | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人                                                         | 9,484円  | 113,800円 |
| 第9段階  | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人                                                         | 10,542円 | 126,500円 |
| 第10段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人                                                         | 11,784円 | 141,400円 |
| 第11段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人                                                         | 13,017円 | 156,200円 |
| 第12段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人                                                         | 14,259円 | 171,100円 |
| 第13段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人                                                                | 14,884円 | 178,600円 |

## 介護保険料の納め方

納め方は年金額で決まるため個人では選べません。

老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金の年額が18万円以上の人の納め方

▼特別徴収 年金から差し引かれます（老齢福祉年金などは対象外）。年金の定期支払の際に受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

徴収の時期は下表のとおりです。また、次の場合は一時的に納付書で納めます。

- ・年度途中で65歳になった
- ・年度途中で年金受給が開始
- ・他の市町村から転入した
- ・年金が一時差し止めされた
- ・収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった

老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金の年額が18万円未満の人の納め方

▼普通徴収 納付書に記載された期日までに、納付書または口座振替で指定の金融機関

などで納めてもらいます。

## 保険料を滞納すると：

介護保険料を滞納すると、次のとおり介護保険法により滞納処分や給付制限措置（サービス提供の制限）が決められています。

▼1年以上滞納（保険給付の償還払い） 介護サービスの費用がいったん全額自己負担になり、申請によりサービス費用の9割が払い戻されます。

▼1年6カ月以上滞納（保険給付の一時差し止め） 介護サービスの費用がいったん全額自己負担になり、滞納している保険料が納付されるまで、申請しても保険給付（費用の9割）が支払われません。

▼2年以上滞納 時効となり保険料を納めることができません。未納期間に応じて利用者負担が1／3割になります。また、高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。



## 介護保険料の徴収時期（仮徴収から本徴収になる際に金額が変更になる場合があります）

| 前年度    | 仮徴収               |        |        | 本徴収            |         |        |
|--------|-------------------|--------|--------|----------------|---------|--------|
|        | 前年度2月と同額の保険料を納めます |        |        | 確定した年間保険料－仮徴収額 |         |        |
| 2月（6期） | 4月（1期）            | 6月（2期） | 8月（3期） | 10月（4期）        | 12月（5期） | 2月（6期） |



## 介護保険料の減免申請

町では、第1号被保険者（65歳以上の人）の介護保険料の減免を次の基準で実施しています。該当すると思われる人は、介護高齢課介護保険係、洞爺総合支所または洞爺湖温泉支所で申請してください。

### 1 減免該当者…次の①～③の全てに該当する人

①所得段階別保険料が

第1段階 年額 21,200円と決定した人

第2段階 年額 36,100円と決定した人

第3段階 年額 51,000円と決定した人

※生活保護の受給者は減免の対象外となります

②世帯の収入（年金、仕送りなど）が生活保護の基準以下の人

▼生活保護基準（例）

| 年齢     | 単身世帯(年額) | 2人世帯(年額)   |
|--------|----------|------------|
| 65～69歳 | 885,660円 | 1,388,900円 |
| 70～74歳 | 885,660円 | 1,388,900円 |
| 75歳以上  | 820,260円 | 1,280,540円 |

※世帯の人数や年齢の構成により、基準は若干増減しますので目安としてお考えください。また、世帯は生計を共にする同居している全ての人が対象となります

③本人および世帯構成員が土地および家屋などの固定資産を保有していない人

※世帯は生計を共にする同居している全ての人が対象となります

### 2 減免内容

減免金額と減免後の保険料は次の金額になります。

| 段階  | 減免前の保険料 | 減免金額    | 減免後の保険料 |
|-----|---------|---------|---------|
| 1段階 | 21,200円 | 18,600円 | 2,600円  |
| 2段階 | 36,100円 | 18,600円 | 17,500円 |
| 3段階 | 51,000円 | 18,600円 | 32,400円 |

### 3 申請期限

随時受付していますが申請した月によって減免金額が減少する場合がありますご注意ください。

### 4 減免申請に必要な物

①世帯全員の収入が証明できる物（令和7年中の年金支払い通知など）※遺族年金、障害年金、労災年金など受給の人は必ず添付が必要です。

②口座振込用口座番号の確認できるもの（預金通帳またはキャッシュカード）※代理人が申請する場合は、写しでも可